

○第164回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成30年10月12日（金）14：00～16：20

議事概要：

（1）農薬（クロルピクリン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、クロルピクリンの一日摂取許容量（ADI）を0.001 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤、殺虫剤及び除草剤（土壌くん蒸剤）で小麦、大麦等に使用します。今回、せり科葉菜類（セルリー、パセリを除く）及びパセリへの適用拡大申請がされています。

（2）農薬（ジチアノン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ジチアノンの一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、ネクタリン、もも等に使用します。今回、うめへの適用拡大申請がされています。

（3）農薬（セトキシジム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、セトキシジムの一日摂取許容量（ADI）を0.088 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.8 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤でだいこん、ばれいしょ等に使用します。今回、そば、だいち等への適用拡大申請がされています。また、魚介類への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（4）農薬（プロパニル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、プロパニルの一日摂取許容量（ADI）を0.016 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.57 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、今回、直播水稻への新規登録申請がされています。また、魚介類への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（5）農薬（ペルメトリン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ペルメトリンの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正することと

なった。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議の予定。

*殺虫剤で、トマト、きゅうり等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、非結球あぶらな科葉菜類、かぶ等への適用拡大申請がされています。また、飼料中の残留基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（６）チアクロプリドの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、水稻、きゅうり等に使用します。今回、こまつなへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（７）プロチオホスの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、だいず、ばれいしょ等に使用します。今回、ねぎ及びらっきょうへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。